

憲法週間を迎えて

5月3日は、憲法記念日です。

これは昭和22（1947）年5月3日に「日本国憲法」が施行されたことを記念して定められた祝日で、この日を中心にして5月1日から5月7日までの一週間が「憲法週間」です。

皆さんもご承知のように、この憲法の重要な柱の一つは「基本的人権の尊重」です。「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」（11条）と明記しています。

〈あたらしい憲法のはなし〉

また、この憲法に併せて、当時の文部省から昭和22（1947）年2月に新制中学校の教科書として「あたらしい憲法のはなし」が刊行されています。「みなさん、新しい憲法ができました」という書き出しで始まるこの教科書を読むと、新国家建設の国民の育成を目指す熱い思いが伝わってきます。

「この憲法には、いまおはなししたように國の仕事のやりかたのほかにも、もうひとつ大事なことが書いてあるのです。それは国民の権利のことです。」

「みなさんは日本国民のうちのひとりです。（中略）國の力のもとには、ひとり／＼の國民にあります。そこで國は、この國民ひとり／＼の力をはつきりとみとめて、しっかりと守ってゆくのです。そのため、國民ひとり／＼に、いろいろ大事な権利があることを、憲法できめていっているのです。この國民の大事な権利のことを『基本的人権』というのです。」と、基本的人権の大切さについてしっかりと述べています。

〈憲法週間〉を機会に

日本国憲法が施行されて70年になりますが、部落差別をはじめとするさまざまな差別も後を絶たず、インターネットの悪用などの新たな人権侵害事案も増えています。

憲法週間は、憲法で定められた基本的人権の大切さについて考え、自分自身を振り返るよい機会です。自分自身の問題として、なぜ一人ひとりが尊いのか、なぜ自由や平等が大切なのかを、改めて考えてみてはいかがでしょうか。

（参照：「あたらしい憲法のはなし」）



美保基地航空祭

- ◆日時 5月28日（日）
9時～15時（予定）
- ◆場所 航空自衛隊美保基地（境港市小篠津町2258）
- ◆内容 C-1、YS-11、T-400などの航空機地上展示、航空機の展示飛行、スタンプラリーなど
- ※駐車場には限りがあります。公共交通機関をご利用ください。飛行場地区内でのシート類、椅子等を使用する見学は、他のお客さまのご迷惑となりますのでご遠慮ください。
- ※航空祭までの間、展示飛行の事前訓練を行いますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
- ◆問い合わせ先
航空自衛隊美保基地渉外室広報班
☎0859-45-0211（代表）



「大山寺 御幸（御輿行幸）」

みこしの担ぎ手を大募集！

行列に参加し、みこしを担いでいただける男性を広く募集しています。

特に今年数え年25歳（平成5年生まれ）、42歳（昭和51年生まれ）の厄年を迎えられる方、またそれぞれの前厄・後厄の方も厄払いにぜひご参加ください。

募集の締切は5月15日です。

- ◆日時 5月24日（水）10時～
- ◆コース 大山博労座駐車場～
大山参道～大山寺本堂

◆申込み・問い合わせ先

大山町観光案内所 ☎0859-52-2502
<http://www.daisen.gr.jp/kyokai/>